

令和7年2月28日

各 位

相 愛 信 用 組 合
理 事 長 中 島 満

不祥事件の発生とお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、当組合におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関にあって、このような事態を発生させたことにつきまして、役職員一同深く反省しております。

被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃より当組合を信頼し、ご支援・ご愛顧をいただいております地域のお客さま、組合員の皆さま、関係各位に対しまして、多大なご迷惑とご心配をお掛けすることになり、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

(1) 内 容

当組合の元職員（事故者：50代男性）が、当時担当していた集金扱いの定期積金について、お客さまからお預かりした現金を着服し、自己の借入金返済や遊興費等に充て、後日、給与の入金等で資金を得ると、着服したお客さまの口座へ着服した分と同額の現金を入金することで穴埋めを行い、不正の発覚を免れようとしたものです。

(2) 発生店舗

相北支店

(3) 事故金額等

- ① 事故金額：6,167千円（事故者が着服した金額の累計額です。）
- ② 実損金額：なし
- ③ 被害にあわれたお客さま：31先

(4) 発生期間

平成26年6月23日から令和6年10月21日

(5) 発 覚 日

令和6年10月4日

(6) 発覚の経緯

当組合で実施した定例の内部監査において、事故者の不審な取引を発見したことから、内部調査を実施し発覚しました。

2. 被害にあわれたお客さまへの対応

被害にあわれたお客さまには、事実関係をご説明のうえ、深くお詫びを申し上げ、謝罪いたしました。(なお、事故金額について、実損金額は生じておりません。)

3. 関係機関への報告等

事件発覚後、速やかに、法令等に基づき監督官庁等への不祥事件の報告・届出を行うとともに、警察への通報を行っております。

4. 人事処分

事故者につきましては、令和7年1月31日付で懲戒解雇いたしました。

また、関係役職員につきましても、管理・監督責任の所在を明確にした上で、内規に基づき厳正な処分を行いました。

5. 今後の対応

今回の事件が発生したことを厳粛に受け止め、再発防止に向けて、コンプライアンス意識の一層の醸成および内部管理態勢の充実・強化に取り組み、お客さまの信頼回復に向けて、役職員一同全力で取り組んでまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

お客様相談窓口 (担当：石村、河内)

フリーダイヤル：0120-25-2318

受付時間：平日9:00~17:00